西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付要綱

令和７年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内の商業及び建設関連産業の振興を促進し、地域経済の活性化を図るため、住宅若しくは店舗のリフォームの工事若しくは増改築の工事(以下これらを「リフォーム等工事」という。)を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、[次の各号](http://reikisyu.city.ise.mie.jp/ise/reiki_honbun/r329RG00001122.html#e000000038)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](http://reikisyu.city.ise.mie.jp/ise/reiki_honbun/r329RG00001122.html#e000000038)に定めるところによる。

（1）住宅・店舗等リフォーム促進事業　住宅若しくは店舗のリフォーム等を促進する事業をいう。

（2）トイレ洋式化促進事業　和式トイレから洋式トイレに改修する事業その他トイレ内の環境を整備する事業をいう。ただし、次のいずれかに該当する事業を除く。

ア　専ら従業員が使用するトイレを改修する事業

イ　洋式トイレへの改修を伴わないトイレ内の環境を整備する事業

（3）住宅　自己の居住に供する建物をいう。

（4）店舗等　本町の区域内に存する建物で西伊豆町商工会の会員事業者の施設をいう。ただし、駐車場及び工場の用に供されるものを除く。

（5）増改築　既存の同一棟の住宅又は店舗等を増築すること又は既存の住宅若しくは店舗等の一部を解体し造り替えることをいう。

（6）リフォーム　住宅の床面積を増加させずに既存の住宅又は店舗等の機能、性能を維持又は向上させるため、住宅又は店舗等の一部を修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。

（7）町内事業者　西伊豆町商工会の会員であり、町内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業者であって、町税を滞納してないものをいう。

（補助対象者等）

第３条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。) 及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の補助金の交付を受けているものは、補助対象事業としない。

（補助金の交付申請）

第４条　申請者は、西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付申請書(様式第１号)に、次に掲げる書類を添付し、補助対象工事の着手前に会長に提出しなければならない。

（1）住宅又は店舗等の位置図

（2）工事見積書の写し

（3）工事内容が分かる図面

（4）工事着工前証明書（様式第２号）

（5）前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める書類

２　この要綱による補助金の交付は、当該住宅又は店舗等につき１回限りとする。

（交付決定）

第５条　会長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　会長は、補助金を交付することを決定したときは、その旨を西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付決定通知書(様式第３号)により申請者に通知するものとする。

３　会長は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金不交付決定通知書(様式第４号)により申請者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助対象工事の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、会長は、補助対象工事が補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

 （補助金の交付申請内容の変更等）

第７条　第５条第２項の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金変更承認申請書(様式第５号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）工事の変更内容の分かる図面

（2）変更後の工事内訳見積書の写し

（3）前２号に定めるもののほか、会長が必要と認める書類

２　会長は、前項の規定による申請について承認をしたときは、西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金変更承認通知書(様式第６号)により当該申請をした者に通知するものとする。

３　補助金交付決定者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象工事の遂行が困難となったときは、速やかに、会長にその旨を報告し、会長の指示に従わなければならない。

（事業完了実績報告）

第８条　補助金交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金実績報告書(様式第７号)に、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

（1）工事代金請求明細書及び工事代金領収書の写し又はそれに代わるもの

（2）施工箇所の工事写真（施工前、施工中及び施工後の写真）

（3）前２号に定めるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第９条　会長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助対象工事が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付確定通知書(様式第８号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条　前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに、西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付請求書(様式第９号)により会長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第11条　会長は、補助金の交付の決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。

２　会長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。また、既に補助金を交付しているときは、西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金返還請求書（様式第11号）により請求するものとする。

（関係書類の整備）

第12条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

(1)　 住宅・店舗等リフォーム促進事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象者は、リフォーム等工事を行う者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。（1）本町に住所を有し、居住している個人又は店舗等の本店が本町に登記されている法人であること。（2）リフォーム等工事を行う住宅若しくは店舗等の所有者（3）補助対象者が個人の場合にあっては本人及び本人と同一の世帯に属する者(補助金を申請する年度の前年度の3月31日において満16歳以上の者(ただし、学生を除く。)に限る。)が、法人の場合にあってはその法人が、町税等を滞納していないこと。（4）補助対象者が、この要綱による補助金の交付を2回以上受けていないこと。（5）上記の規定にかかわらず、会長が認めた場合はこの限りでない。 |
| 補助対象工事 | １　補助対象工事は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の末日までに完了するリフォーム等工事で、住宅又は店舗に係る次に掲げる全てを満たすものとする。（1）リフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)が10万円以上であること。（2）町内事業者により施工する工事であること。２　次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。（1）法人が行う住宅のリフォーム等工事（2）住宅又は店舗等と別棟の倉庫、車庫等の工事（3）造園、門扉、塀又は外構の工事（4）浄化槽設備の工事（5）リフォーム等工事を伴わない解体工事（6)　町等の他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度の対象となる工事(7)　上記に掲げるもののほか、会長が補助金の交付が適当でないと認める工事 |
| 補助金の額 | 補助金の額は、当該工事に要した費用の100分の20に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、20万円を限度とする。 |

(2)　トイレ洋式化促進事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象者は、西伊豆町商工会の会員であり、次に掲げるいずれかに該当する施設を所有し、若しくは運営する者又は事業者とする。ただし、当該者が町税を滞納しているときは、補助対象者としない。(1)　宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて営業を行う施設をいう。）(2)　観光施設（見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受入れを行う施設をいう。）(3)　飲食施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第１項の許可を受けて営業を行う施設であって、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１項第１号及び第２号に該当するものをいう。） |
| 補助対象工事 | 補助対象工事は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の末日までに完了する工事で、町内事業者により施工する工事とする。 |
| 補助金の額 | 補助金の額は、当該工事に要した費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)の２分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、20万円を限度とする。 |